

# 平成 24 年建築設備士試験の案内

平成 24 年 2 月

財団法人 建築技術教育普及センター

建築設備士試験は、建築士法第 20 条第 5 項及び同法施行規則第 17 条の 18 に基づき、国土交通大臣の登録(登録学科試験及び登録設計製図試験)を受けた登録試験実施機関である財団法人 建築技術教育普及センターが実施しているものです。

建築設備士制度は、建築設備の高度化、複雑化が進みつつある中で、建築設備に係る設計及び工事監理においてもこれに的確に対応するために、昭和 58 年 5 月、建築士法の改正時に創設されました。

建築士法第 20 条第 5 項においては、建築士が、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合に、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は工事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならないこととされています。また、建築基準法による建築確認申請書、完了検査申請書及び中間検査申請書においても、その旨を明らかにしなければならないこととされています。

建築設備士は、建築設備全般に関する知識及び技能を有し、建築士に対して、高度化、複雑化した建築設備の設計及び工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者として位置付けられています。

## 1. 受験資格

下記の区分のいずれかに該当する方は受験資格があります。

区分	条件	学 歴 、 資 格 等		建築設備に関する 実務経験年数	
		最 終 卒 業 学 校 又 は 資 格	課 程		
学 歴 + 実 務	(一)	大学(新制大学、旧制大学)	正規の建築、機械、電気又はこれらと同等と認められる類似の課程	卒業後 2 年以上	
	(二)	短期大学、高等専門学校、旧専門学校	"	" 4 年以上	
	(三)	高等学校、旧中等学校	"	" 6 年以上	
	(四)	イ	専修学校(専門課程) (修業年限が 4 年以上、かつ、120 単位以上を修了した者に限る。)	"	" 2 年以上
		ロ	イに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程) (修業年限が 2 年以上、かつ、60 単位以上を修了した者に限る。)	"	4 年以上
		ハ	イ・ロに掲げる専修学校(専門課程)以外の専修学校(専門課程)	"	" 6 年以上
	(五)	イ	職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (長期課程)	"	"
		ロ	職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校 (応用課程)※		
		ハ	職業訓練大学校(長期指導員訓練課程又は長期課程)		
		ニ	職業訓練短期大学校(特別高等訓練課程、専門訓練課程 又は専門課程)を卒業した後、職業能力開発総合大学校 又は職業能力開発大学校(応用課程)		
	(六)	イ	職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業 能力開発短期大学校(専門課程)	"	"
		ロ	職業訓練短期大学校(特別高等訓練課程、専門訓練課程 又は専門課程)		
	(七)	イ	高等学校を卒業した後、職業能力開発校、職業能力開発 促進センター又は障害者職業能力開発校(普通課程)	"	修了後 6 年以上
ロ		高等学校を卒業した後、職業訓練施設(職業訓練短期大学 校を除く。)(高等訓練課程、普通訓練課程又は普通課程)			
資 格 + 実 務	(八)	イ	一級建築士	2 年以上 (資格取得の前後 を問わず、通算 の実務経験年数)	
		ロ	一級電気工事施工管理技士		
		ハ	一級管工事施工管理技士		
		ニ	空気調和・衛生工学会設備士		
		ホ	第 1 種、第 2 種又は第 3 種電気主任技術者		
実務のみ	(九)	建築設備に関する実務の経験のみの者		9 年以上	
一	(十)	区分(一)から(九)までと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者			

※ 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校において、専門課程のうち正規の建築、機械又は電気に関する課程を修めて卒業した者に限る。

### (1) 受験資格に関する学校の課程について

#### ① 認められている課程

建築学科、建築科、建築工学科、建築設備工学科、設備工業科、  
機械学科、機械科、機械工学科、生産機械工学科、精密機械工学科、応用機械工学科、  
電気学科、電気科、電気工学科、電子科、電子工学科、電気電子工学科、電気通信工学科、通信工学科  
(「建築第 2 学科」等の第 2 学科を含む)

#### ② 個々に認める課程

上記①の課程以外の課程については、申込者ごとに提出された成績証明書又は単位取得証明書により、一定の科目を履修していることが確認できたものを認めます。

(2) 建築設備に関する実務経験について

実務経験として認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計事務所、設備工事会社、建設会社、維持管理会社等での建築設備の設計・工事監理(その補助を含む)、施工管理、積算、維持管理(保全、改修を伴うものに限る)の業務</li> <li>・官公庁での建築設備の行政、営繕業務</li> <li>・大学、工業高校等での建築設備の教育・研究</li> <li>・大学院、研究所等での建築設備の研究(研究テーマの明示を必要とします)</li> <li>・設備機器製造会社等での建築設備システムの設計業務</li> </ul>
実務経験として認められないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築設備に関係しない業務(建築物の設計、工事監理又は施工管理を行っているが、このうち建築設備に関する業務に直接携わっていない場合を含む)</li> <li>・単なる作業員としての建築設備に関する業務(設計図書のトレース、計器類の監視・記録、機器類の運転、その他工事施工における単純労働等)</li> </ul>

2. 試験のスケジュール

(1) 試験日及び時間割

試験の区分	試験日	時間割	
「第一次試験」 (学 科)	6月24日(日)	9:45~10:00(15分)	注意事項等説明
		10:00~13:00(3時間)	建築一般知識、建築法規
		13:00~14:00(1時間)	休 憩
		14:00~14:10(10分)	注意事項等説明
		14:10~17:10(3時間)	建築設備
「第二次試験」 (設計製図)	8月26日(日)	10:45~11:00(15分)	注意事項等説明
		11:00~16:30(5時間30分)	建築設備基本計画、建築設備基本設計製図

※ 平成23年の試験の「第一次試験」(学科)に合格している場合、本人からの申請により平成24年の試験の「第一次試験」(学科)が免除されます。

(2) 試験地

札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪府、広島市、福岡市及び沖縄県※

※ 沖縄県については、「第一次試験」(学科)のみ実施します。また、沖縄県で「第一次試験」(学科)を受けた受験者については、「第二次試験」(設計製図)の試験地は原則として福岡市とします。

(3) 合格者の発表

「第一次試験」(学科)……平成24年8月2日(木)頃

「第二次試験」(設計製図)…平成24年11月1日(木)頃

3. 受験申込書の受付等

(1) 受験申込関係書類(受験申込書一式、受験総合案内書等のセット)の頒布

- ① 頒布期間 平成24年2月27日(月)~3月30日(金) (ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く。)
- ② 頒布時間 午前9時30分~午後4時30分(ただし、3月30日については午後3時まで。)
- ③ 頒布場所 別表(4頁)参照 ※郵送希望を含む。
- ④ 頒布価格 1セット 1,050円(本体1,000円)

(2) 受験申込書の受付

- ① 受付期間 平成24年3月5日(月)~3月30日(金) ※「第一次試験」(学科)免除の場合も同様
- ② 受付場所 (財)建築技術教育普及センター 本部
- ③ 申込方法 上記②の受付場所へ簡易書留による郵送(締切日の消印のあるものまで有効)

(3) 受験手数料 34,650円(うち消費税額1,650円)

4. 受験申込に必要な書類

- (1) 受験申込書— I・II (所定の用紙)
- (2) 写 真(縦4.5cm、横3.5cm×2枚)
- (3) 受験資格を証明する書類

① 「第一次試験」(学科)から受験する場合

受験資格の区分	必要な受験資格を証明する書類
学歴+実務による受験	認められている課程 — 卒業証明書(学校発行のもの)
	個々に認める課程 — 卒業証明書及び成績証明書又は単位取得証明書(いずれも学校発行のもの)
資格+実務による受験	各資格の証明書等の写し〔一級建築士(免許証)、一級電気工事・管工事施工管理技士(検定合格証明書)、第1種・第2種・第3種電気主任技術者(免状)] (ただし、空気調和・衛生工学会設備士については、「設備士資格検定試験合格証明書」(財)空気調和・衛生工学会発行のもの)が必要です。)
実務のみによる受験	証明書等は必要ありません。

※ 平成23年以前に受験した場合、平成23年以前の受験票の提出により上記の証明書等は省略できます。

② 「第二次試験」(設計製図)から受験する場合

平成23年建築設備士試験「第一次試験」(学科)合格証書の写し

(4) 受験特別措置に関する書類

身体に障がいがあるため、受験に際し、特に何らかの措置(座席の配慮、試験時間の延長等)を希望される方は、障がいの程度を証明する書類等が必要となりますので、当センター本部にお問い合わせ下さい。

## 〈 建築設備士の活用等の状況 〉

### ■ 建築士試験の受験資格

「建築設備士」について、二級建築士と同等以上の知識及び技能を有する者として、二級建築士については実務経験なしで、一級建築士については4年の実務経験を要件として、受験資格が付与されます。

### ■ 設備設計一級建築士講習の受講資格

- ① 講習の受講資格となる実務経験について、「建築設備士」が建築設備の設計・工事監理に際し、建築士に意見を述べる業務を行っている場合は、一級建築士となる前に行った当該業務も実務経験と認めます。
- ② 「一級建築士」として登録し、かつ、「建築設備士」の資格も有する場合、実務経験の状況を考慮したうえで、設備設計一級建築士講習の講義及び修了考査のうち、「建築設備に関する科目」が免除されます。

### ■ 建築士法関係

建築士事務所の開設者が建築主から設計等の委託を受けたときに、建築主に交付すべき書面に記載する事項として、建築士の氏名とともに、業務に従事する「建築設備士」の氏名が規定されています。

### ■ 建築基準法関係

- ① 東京都及び大阪府においては、行政指導により、「建築設備工事監理報告書」(「建築設備士」の氏名、登録番号等の記入欄が設けられている。)を工事完了時まで提出することとされています。
- ② 「確認申請書」、「完了検査申請書」及び「中間検査申請書」において、建築設備の設計・工事監理に際し、建築士が意見を聴いた「建築設備士」の氏名等を記入する欄が設けられています。(平成19年6月20日の改正建築基準法の施行に伴い、記入欄がより充実されています。)

### ■ 建設業法関係

「建築設備士」は所定の実務経験(1年以上)を有することにより、電気工事業、管工事業のそれぞれについて、次の①～③の事項の対象となる資格となっています。

- ① 一般建設業の許可の基準における専任技術者(営業所ごとに必置の専任の技術者)
- ② 主任技術者(工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者)
- ③ 経営事項審査の技術力評価における評点各1点の付与

### ■ 消防法関係

防火対象物点検資格者講習の受講資格として、「建築設備士」で5年以上の実務経験を有する者が規定されています。

### ■ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(略称「グリーン購入法」)関係

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の中で、国、独立行政法人等が、「省エネルギー診断」の調達を実施する際の判断基準となる技術資格の一つに「建築設備士」が定められています。

### ■ 公共建築設計者情報システムにおける活用

(社)公共建築協会の公共建築設計者情報システムは、建築設計業務(意匠・構造・設備等設計業務)及び公共住宅等の団地計画等を行う設計事務所等の情報をデータベース化し、国土交通省・地方公共団体等の公共発注機関でその情報を利用し、円滑、かつ、公正な受託者選定を支援するシステムです。このシステムの専門別人数等の情報において、「建築設備士」の人数等を入力することとされています。

### ■ 建設コンサルタント業務競争参加資格審査における活用

- ① 国土交通省(旧建設省分)測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査において、建築関係建設コンサルタント業務の審査対象となる資格として「建築設備士」が掲げられており、有資格者数の点数算定では一級建築士と同様に5点が付与されています。
- ② その他の機関の申請書においても、「建築設備士(旧建設省告示名称:建築設備資格者)」の人数を記入する欄が設けられているものがあります。

### ■ E S C O事業における活用

行政機関等において「E S C O事業」を導入するに当たり、設計役割を担う応募者の有すべき資格の一つとして「建築設備士」を定めた実績があります。

財団法人 建築技術教育普及センター			
本部・支部名	〒	所 在 地	電 話
本 部	104-0031	東京都中央区京橋 2-14-1	03(5524)3105
北海道支部	060-0042	札幌市中央区大通西 5-11	大五ビル 011(221)3150
東北支部	980-0824	仙台市青葉区支倉町 2-48	宮城県建設産業会館 022(223)3245
関東支部	104-0031	東京都中央区京橋 2-14-1	03(5524)2176
東海北陸支部	460-0008	名古屋市中区栄 4-3-26	昭和ビル 052(261)6816
近畿支部	540-6591	大阪市中央区大手前 1-7-31	OMMビル 06(6942)2214
中国四国支部	730-0051	広島市中区大手町 2-11-15	新大手町ビル 082(245)8055
九州支部	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-9-1	東福第2ビル 092(471)6310

インターネットホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)で制度案内、受験・資格に関する情報を提供しています。

平成 24 年建築設備士試験の受験申込関係書類頒布場所

(3 頁の(財)建築技術教育普及センター各支部の他、下記の場所で頒布されます。)

都道府県	頒布場所	電話	所 在 地
北海道	(一)日本電設工業協会北海道支部	011(271)2932	〒060-0051 札幌市中央区南 1 条東 1-3
	(二)北海道空調衛生工事業協会	011(621)4106	〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 19-1-1
青森	(財)日本設備設計事務所協会北海道支部	011(219)1090	〒060-0052 札幌市中央区南 2 条東 3-10-7
	(財)青森県管工事業協会	017(734)3368	〒030-0802 青森市本町 4-3-16
岩手	岩手県電気工事業工業組合	019(656)3255	〒020-0051 盛岡市下太田 18-44
	(財)岩手県管工事業協会	019(651)9029	〒020-0016 盛岡市名須川町 32-61
宮城	(財)日本設備設計事務所協会岩手県支部	019(651)5399	〒020-0876 盛岡市馬場町 5-23
	(一)日本電設工業協会東北支部	022(225)0520	〒980-0804 仙台市青葉区大町 2-2-25
秋田	宮城県管工事業協会	022(265)6711	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-5-22
	(財)秋田県電業協会	018(893)4345	〒010-0951 秋田市山王 3-1-7
山形	(財)秋田県管工事設備協会	018(824)7761	〒010-0956 秋田市山王臨海町 3-18
	(財)秋田県建築設備士協議会	018(866)3077	〒010-0963 秋田市山王中園町 3-34
福島	(財)日本設備設計事務所協会秋田県支部	018(863)7156	〒010-0951 秋田市山王 3-1-7
	山形県管工事業協同組合連合会	023(645)4301	〒990-0836 山形市南石関 57-2
茨城	(財)日本設備設計事務所協会山形県支部	023(641)6465	〒990-0003 山形市早乙女 9-3
	(財)福島県電業協会	024(533)6226	〒960-8111 福島市松浪町 9-6
栃木	(一)福島県空調衛生工事業協会	024(526)2036	〒960-8024 福島市霞町 9-23
	(財)福島県設備設計事務所協会	024(525)5830	〒960-8111 福島市五老内町 2-10
群馬	(財)茨城県電業協会	029(305)7301	〒310-0852 水戸市笠原町 1754-4
	(財)茨城県空調衛生工事業協会	029(240)5617	〒311-1125 水戸市大場町 997-1
群馬	(財)日本設備設計事務所協会茨城県支部	029(243)8844	〒310-0852 水戸市笠原町 978-30
	栃木県設備業協会	028(639)3383	〒321-0933 宇都宮市築瀬町 1958-1
群馬	宇都宮市管工事業協同組合	028(683)5600	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 44-28
	(一)栃木県設備設計事務所協会	028(666)8591	〒321-0905 宇都宮市平出工業団地 44-28
群馬	(財)群馬県電業協会	027(221)9062	〒371-0026 前橋市大手町 2-18-6
	群馬県管工事設備協同組合	027(251)0332	〒371-0847 前橋市大友町 2-29-21
埼玉	(財)埼玉県電業協会	048(864)0385	〒336-0001 さいたま市南区鹿子袋 4-1-7
	(財)埼玉県空調衛生設備協会	048(855)4111	〒338-0032 さいたま市中央区下落合 4-8-10
千葉	(一)埼玉県設備設計事務所協会	048(864)1429	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-10-4
	(財)千葉県電業協会	043(246)7381	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1
東京	(財)千葉県空調衛生工事業協会	043(246)7395	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1
	(財)建築設備技術者協会	03(5408)0063	〒105-0004 東京都港区新橋 6-9-6
神奈川	(一)東京空調衛生工業協会	03(3553)6711	〒104-0001 東京都中央区新富 2-2-7
	(財)日本設備設計事務所協会	03(5276)1381	〒101-0061 東京都千代田区三崎町 3-10-2
山梨	(一)日本電設工業協会関東支部	03(3403)5181	〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-7-8
	(財)神奈川県電業協会	045(651)4271	〒231-0033 横浜市中区長者町 4-9-3
長野	(財)神奈川県空調衛生工業協会	045(201)9536	〒231-0002 横浜市中区海岸通 4-18
	(一)山梨県電業協会	055(232)4144	〒400-0851 甲府市住吉 4-4-17
新潟	(財)日本設備設計事務所協会山梨県支部	055(251)7025	〒400-0775 甲府市山宮町 2700-25
	(財)長野県電業協会	026(234)3528	〒380-0815 長野市鶴賀田町 2088
新潟	(財)長野県管工事設備工業協会	026(226)3778	〒380-0935 長野市大字中御所字岡田 86-5
	(財)新潟県電業協会	025(232)8080	〒951-8131 新潟市中央区白山浦 1-614
静岡	(財)新潟県空調衛生工事業協会	025(265)8668	〒951-8131 新潟市中央区白山浦 1-614-5
	(財)日本設備設計事務所協会新潟県支部	025(231)5330	〒951-8131 新潟市中央区白山浦 1-614
愛知	(財)静岡県電業協会	054(281)7158	〒422-8066 静岡市駿河区泉町 3-3
	(一)静岡県管工事業協会	054(286)2338	〒422-8066 静岡市駿河区泉町 3-3
岐阜	(一)日本電設工業協会東海支部	052(242)1753	〒460-0008 名古屋市中区栄 3-15-27
	(一)愛知県空調衛生工事業協会	052(253)7837	〒460-0003 名古屋市中区錦 1-7-31
三重	(一)岐阜県電業協会	058(264)1524	〒500-8408 岐阜市住之江町 1-19
	(財)岐阜県設備工業協会	058(246)2262	〒500-8166 岐阜市祈年町 8-7
三重	(財)日本設備設計事務所協会岐阜県支部	058(233)5301	〒502-8477 岐阜市早田栄町 2-16
	(財)三重県電業協会	059(353)7065	〒510-0095 四日市市元新町 4-7
富山	(財)三重県管工事業協会	059(228)6130	〒514-0011 津市高州町 13-34
	(財)日本設備設計事務所協会三重県支部	059(232)1290	〒514-0116 津市夢が丘 1-41-8
石川	(一)日本電設工業協会北陸支部	076(431)6559	〒930-8551 富山市東田地方町 1-1-1
	富山県空調衛生工事協同組合	076(431)9229	〒930-0881 富山市安養坊 86-4
福井	(財)日本設備設計事務所協会富山県支部	076(422)8800	〒939-8064 富山市赤田 718
	石川県管工事協同組合	076(243)5121	〒921-8043 金沢市西泉 5-93
滋賀	(財)福井県電業協会	0776(27)5388	〒910-0854 福井市御幸 3-10-15
	(財)福井県管工事設備工業協会	0776(54)1301	〒918-8204 福井市南四ツ居 1-1-9
大阪	(一)福井県設備設計事務所協会	0776(35)1544	〒918-8013 福井市花堂東 2-411
	(財)滋賀県電業協会	077(543)4588	〒520-2141 大津市大江 7-7-37
兵庫	(財)京都電業協会	075(314)3319	〒615-0042 京都市右京区西院東中町 17
	京都府管工事業協同組合	075(771)7281	〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町 2-4
奈良	(一)日本電設工業協会関西支部	06(6312)1895	〒530-0047 大阪市北区西天満 5-6-10
	(財)大阪空調衛生工業協会	06(6271)0175	〒541-0052 大阪市中央区安土町 1-6-14
和歌山	(財)大阪建築設備設計事務所協会	06(6245)9487	〒542-0083 大阪市中央区東心斎橋 1-3-10
	(財)兵庫県電業協会	078(222)0365	〒651-0094 神戸市中央区琴崎町 5-5-13
鳥取	(財)日本設備設計事務所協会兵庫県支部	078(862)1036	〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 5-1-14
	(財)奈良県空調衛生工業協会	0742(33)2881	〒630-8001 奈良市法華寺町 212-3
島根	(財)日本設備設計事務所協会和歌山県支部	073(451)5614	〒640-8412 和歌山市狐島 611-24
	鳥取県電気工事業工業組合	0857(24)9213	〒680-0804 鳥取市田島 648
岡山	(財)鳥取県管工事業協会	0857(26)9355	〒680-0801 鳥取市松並町 2-160
	(財)鳥取県電業協会	0852(26)0459	〒690-0884 松江市南田町 125-45
広島	(財)鳥取県空調衛生工事業協会	0852(24)5018	〒690-0826 松江市学園南 2-20-8
	(財)日本設備設計事務所協会島根県支部	0853(24)0490	〒693-0033 出雲市知井宮町 237-9
山口	(一)岡山県電業協会	086(244)4838	〒700-0953 岡山市南区西市 430
	岡山市管工事設備協同組合	086(222)4311	〒700-0921 岡山市北区東古松 5-5-23
徳島	(財)広島県管工事業協会	082(244)1770	〒730-0051 広島市中区大手町 3-8-22
	(一)日本電設工業協会中国支部	082(232)7940	〒733-0021 広島市西区上天満町 1-15
香川	(財)山口県電業協会	083(973)0886	〒754-0014 山口市小部高砂町 2-4
	山口県管工事業協同組合	083(922)5963	〒753-0814 山口市吉敷下東 2-1-3
愛媛	(財)徳島県設備業協会	088(622)8241	〒770-0941 徳島市万代町 5-71-3
	(財)日本設備設計事務所協会徳島県支部	088(653)1677	〒770-0847 徳島市幸町 1-12
高松	(財)四国電気・管工事業協会	087(863)4130	〒760-0012 高松市天神前 3-11
	(財)愛媛県電業協会	089(931)5598	〒790-0002 松山市二番町 4-4-4
福岡	(財)愛媛県空調衛生設備業協会	089(945)8130	〒790-0066 松山市宮田町 188-8
	(財)高知県設備業協会	088(833)0559	〒780-8031 高松市大原町 87-8
佐賀	(一)日本電設工業協会九州支部	092(521)6471	〒810-0014 福岡市中央区平尾 2-14-10
	(財)日本空調衛生工事業協会九州沖縄支部	092(781)3066	〒810-0041 福岡市中央区大名 2-9-29
熊本	(財)日本設備設計事務所協会福岡県支部	092(713)5188	〒810-0001 福岡市中央区天神 2-3-10
	佐賀県管工事協同組合連合会	095(32)3100	〒849-0933 佐賀市御本町 3-30
大分	長崎県管工事業協同組合連合会	095(824)1011	〒850-0026 長崎市古町 54
	(財)日本設備設計事務所協会長崎県支部	095(893)6531	〒852-8113 長崎市上野町 11-13
宮崎	熊本県管工事業組合連合会	096(383)0215	〒862-0956 熊本市水前寺公園 16-40
	(財)日本設備設計事務所協会熊本県支部	096(382)5400	〒862-0956 熊本市水前寺公園 28-36
鹿児島	大分県管工事業協同組合連合会	097(551)1637	〒870-0906 大分市大洲浜 1-3-5
	(一)宮崎県電業協会	0985(71)6603	〒880-0843 宮崎市下原町 256
沖縄	(財)日本設備設計事務所協会宮崎県支部	0985(20)1359	〒880-0022 宮崎市大橋 2-46
	(財)鹿児島県電業協会	099(257)3877	〒890-0062 鹿児島市与次郎 1-3-11
沖縄	(財)日本設備設計事務所協会鹿児島県支部	099(284)1212	〒890-0045 鹿児島市武 1-35-28
	(財)建築設備技術者協会九州支部沖縄支所	098(870)5500	〒901-2101 浦添市西原 1-4-26

■ 郵送を希望の方は、下記で受付けています。現金 1,050 円と切手(510 円分)を同封した現金書留で請求して下さい。

請求先	電話	所 在 地
(財)建築設備技術者協会	03(5408)0063	〒105-0004 東京都港区新橋 6-9-6 12 東洋海事ビル 7F
(財)日本設備設計事務所協会	03(5276)1381	〒101-0061 東京都千代田区三崎町 3-10-2 みさき BLD3F
(一)日本電設工業協会各支部		

※上記以外から郵送を希望の方は、直接頒布場所へ問合わせして下さい。